

災害弔慰金の支給対象となる遺族が拡大されました

災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正（平成23年7月29日）されたことにより、災害弔慰金の支給対象となる遺族が、下記に該当する兄弟姉妹まで拡大されました。

ただし、兄弟姉妹については、死亡された方の死亡当時、死亡された方に配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれの方もいない場合であって、その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限ります。

支給順位	支給対象となる遺族	
1	死亡された方によって主として生計を維持されていた遺族	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外の遺族	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡された方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた遺族	兄弟姉妹

提出書類

- (1)災害弔慰金支給調査票（各受付窓口で配付）
- (2)死亡診断書（検案書）等の写し※行方不明者の場合は、申立書を提出願います。（各受付窓口で配布）
- (3)支給対象者の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）
- (4)戸籍謄本（支給対象者の戸籍謄本）
- (5)振込口座の通帳の写し

※兄弟姉妹の場合の追加書類

- (1)同居していた場合は、住民票謄本および除票
- (2)生計を同じくしていた場合は、生計同一を証明できるもの（扶養関係がわかる源泉徴収票等）

受付場所

市役所 3階 生活再建支援室
各総合支所（雄勝総合支所、北上総合支所を除く）

☎ 生活再建支援室(3954)・各総合支所保健福祉課

震災で被災された国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

震災で被災された被保険者の入院時の食事療養および生活療養に係る標準負担額の免除有効期間については、8月31日までを予定していましたが、9月以降も当分の間、免除を継続することになりました。

なお、免除有効期間の終了時期については、改めてお知らせします。

また、入院時の食事療養および生活療養に係る標準負担額の免除有効期間が「平成23年8月31日まで」と印字されている「一部負担金等免除証明書」については、有効期間を修正しなくても、9月以降も免除措置が受けられます。

☎ 保険年金課（内線2343・2345・2349）

「災害復興住宅融資」相談会〔石巻〕

住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）では震災により被害を受けられた方を対象に相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

と き 9月20日（火）・27日（火）
午前10時～午後3時（正午～午後1時除く）
※相談は1組1時間以内

と ころ 石巻商工会議所 1階特設ブース
（石巻市立町1丁目5-17）

定 員 各日10組（先着順）※予約が必要になります。

参加費 無料

☎・☎ 住宅金融支援機構東北支店営業推進グループ
☎022-227-5035
（祝日を除く月曜から金曜午前9時～午後5時）
宮城県仙台市青葉区片平1丁目3-18

震災に係る雑損控除の特例 《税務署からのお知らせ》

災害により住宅や家財に被害を受けたとき、損害金額に基づいて計算した金額を所得から控除する「雑損控除」の適用を受けることができます。

今回の震災で被災された方は、この制度を特例で平成23年度（平成22年分）の所得から適用を受けることができます。

雑損控除の適用を受けるには、税務署で確定申告が必要になります。

申告の際は石巻税務署へご相談ください。（要予約）

☎ 石巻税務署 ☎22-4151（代表）
※音声案内メッセージに従い、「当税務署に御用の方（2番）」を選択してください。

個人課税部門の職員が応答しますので、「申告の予約をしたい」旨をお話してください。

災害廃棄物に係る窓口の移転

太陽生命石巻ビル1階に設置していた災害廃棄物に係る申請・相談窓口を移転しました。

移転場所 市役所3階 環境課の北側

移 転 日 9月5日(月)から

開所日時 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時

※ただし、当分の間は日曜日も他の災害関連業務と同様に開所します。

業務内容 (1)倒壊家屋、事業所等の処理申請受付

(2)災害廃棄物の処理に関する相談

※被災自動車等の処理については、市の委託業者(株)ヨシムラが引き続き市役所3階(環境課前)にて対応します。

問 災害廃棄物対策課(内線3367・3374) ※これまで設置していた窓口専用の携帯電話は廃止しました。

『復興へ頑張ろう！みやぎ』被災者等合同就職面接会

宮城県では、震災により離職または廃業を余儀なくされた方や採用内定の取り消しを受けた新規学卒者等の再就職を支援するため、『復興へ頑張ろう！みやぎ』被災者等合同就職面接会を開催します。

と き 9月20日(火)午後1時～4時(受付開始:正午) **と ころ** 石巻グランドホテル(石巻市千石町2-10)

対象者 求職者であって、宮城県内に居住している方や震災時に宮城県内に居住していた方

※事前の参加申し込みは必要ありませんので、直接会場へお越しください。

※ハローワークに求職登録をしていない方は、登録をお願いします。

参加予定企業 30社

内 容 (1)求職者と企業との面接 (2)ハローワーク職員による職業相談 (3)臨床心理士によるこころの相談

(4)求人情報・生活関連情報の提供 等

問 宮城県経済商工観光部雇用対策課 ☎022-211-2772

宮城県石巻合同庁舎の業務再開のお知らせ

宮城県では、石巻合同庁舎の震災被害のため、石巻専修大学を仮庁舎として業務を行っていますが、9月26日(月)から石巻合同庁舎において業務を再開します。

業務再開日 9月26日(月)から 平日 午前8時30分～午後5時15分(パスポート申請は午後4時45分まで)

合同庁舎住所 石巻市東中里一丁目4番32号 **合同庁舎連絡先** ☎95-1411(代表)

そ の 他 ◇合同庁舎で業務再開するまでの間、各事務所の所在地は次のとおりです。

○東部県税事務所、東部保健福祉事務所、東部地方振興事務所、東部児童相談所

→石巻専修大学体育館(石巻市南境新水戸1 ☎95-1411(代表))

○東部教育事務所

→東松島高等学校(東松島市矢本字上河戸16 ☎82-9250)

※9月26日(月)から合同庁舎での業務開始と同時に、各所の電話も使用可能となります。

(各所の代表電話番号は以前と同じ)

東北防衛局からのお知らせ

松島飛行場周辺の第一種区域内(※1)に住宅が所在し、引き続き第一種区域内の当該場所に居住を予定する方で、住宅防音工事で設置した冷暖房機、暖房機等および防音建具(外部防音サッシ)が震災により被災し、破損や故障などしている場合、設置経過年数に関わらず、機能復旧工事の助成の対象とします。

機能復旧工事を希望する方は、「住宅防音工事希望届(※2)」に必要事項を記入し、平成24年3月30日(金)までに東北防衛局に提出してください。(※3)

なお、移転の予定が無く、住宅の建て替えを予定されていない方から助成をすることとしています。

詳しくはお問い合わせください。

(※1) 第一種区域

門脇字明神、字元明神、字捨喰、字元捨喰、字浦屋敷、字中島、字鷲塚、字下鷲塚、中浦2丁目、中屋敷1丁目、中屋敷2丁目、新館2丁目、三ツ股4丁目、重吉町、中島町、西浜町、門脇字元浦屋敷の一部、新館1丁目の一部、新館3丁目の一部、三ツ股3丁目の一部、三河町の一部、潮見町の一部

(※2) 「住宅防音工事希望届」は、東北防衛局ホームページに掲載しています。(ご連絡いただければ、郵送します)

また、東北防衛局、石巻市生活環境部環境課にもあります。

(※3) 希望者数および予算状況により、来年度以降の実施となる場合がありますので、ご了承ください。

申・問 東北防衛局企画部防音対策課住宅防音係 ☎983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 ☎022-297-8216

石巻市震災復興基本計画(骨子)

最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して ～絆と協働の共鳴社会づくり～

市では、「石巻市震災復興基本計画市民検討委員会」や「市民提案」などによって市民の皆さまからいただきましたご意見やご提案を参考とし、「石巻市震災復興基本計画(骨子)」を策定しました。

今後、さらに皆さまのご意見をいただきながら、本骨子を基に事業内容等の検討を進め、本年11月を目途に「石巻市震災復興基本計画」を策定します。

1 被災状況

◆住家被害（平成23年8月12日現在）

	棟	世帯	人
全壊	19,107	19,900	51,100
半壊	3,496	3,600	9,300
一部破損	9,674	10,100	25,800
床上浸水	6,797	7,100	18,200
床下浸水	10,638	11,100	28,400

2 課題

- ・地震と津波による防御の崩壊
- ・道路網の寸断やライフライン、情報通信の断絶による初期対応の遅れ
- ・避難所対応の遅れ
- ・生活支援や災害廃棄物撤去処理等の暮らしの復旧の遅れ
- ・産業基盤の復旧の遅れ
- ・公共施設や指定避難所の配置のあり方
- ・相互援助体制の確立
- ・復興に向けた各種制度の壁
- ・原発事故を契機とした新しいエネルギー政策

3 復興の基本理念

夢と希望の持てる「新しい石巻市」に向かって、復旧、再生、発展を遂げていくため、次の3点を基本理念とします。

基本理念1 災害に強いまちづくり

基本理念2 産業・経済の再生

基本理念3 絆と協働の共鳴社会づくり

4 計画期間

計画期間：10年間（目標：平成32年度）



5 土地利用の考え方

津波の直接被害や間接被害、避難所等の防災上の課題を踏まえ、災害に強いまちづくりのため、次の3点を基本として土地利用を定めます。

- 1 安全で安心できる住・職環境づくり
- 2 安全な避難所の確保と避難路の整備
- 3 災害に強い幹線道路網・緊急輸送ネットワークの確保